

議案第 109 号

令和 8 年度三次市病院事業会計補正予算（第 1 号）（案）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度三次市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 8 年度三次市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
デジタル X 線 TV システム購入に要する経費	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	46,000 千円

（重要な資産の取得及び処分）

第 3 条 予算第 10 条に定めた重要な資産の取得及び処分に、次のとおり追加する。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
医療器械	眼科ファイリングシステム	1 式
医療器械	デジタル X 線 TV システム	1 式

令和 8 年 8 月 28 日提出

三次市長 福岡 誠 志